

事務連絡  
令和3年5月7日

各都道府県新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、大都市部を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月12日以降については、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に加え、愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長することとされました。

また、5月9日以降については、特措法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月9日から令和3年5月31日までの23日間とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長する旨の公示が行われました。

さらに、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1、2及び3のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

（別紙2）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

（別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年5月7日変更）

|   |
|---|
| (連絡先)<br>内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室<br>企画第2担当 高橋・高橋・名取・廣瀬・山野・鈴木・矢部<br>直通 03(6257)3086<br>e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp |
|---|